

各 部 隊 の 長
各 機 関 の 長 殿

海 上 幕 僚 長

海上自衛官採用時身体検査の実施要領について（通達）

標記について、自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第14号）第8条の規定に基づき、下記のとおり定める。

記

1 趣 旨

海上自衛隊における採用時身体検査の実施方法及び判定基準の細部について定めるものである。

2 用語の意義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 受験者

身体検査の対象者をいう。

(2) 判定医官

受験者について、隊員としての適否を判定する医師たる隊員をいう。

(3) 計測等検査

身長、胸囲、体重及び肺活量の検査をいう。

(4) 採用時身体検査

選考時身体検査及び入隊時身体検査をいう。

(5) 選考時身体検査

採用予定者を選考する際の身体検査をいう。

(6) 入隊時身体検査

採用予定者を入隊させる際の身体検査をいう。

3 検査項目及び時期

別紙第1のとおり。

4 検査方法及び判定要領等

- (1) 身体検査教範に基づくほか、別紙第2及び別紙第3により実施する。
- (2) 問診を行う際は、別に定める身体検査問診表を使用する。
- (3) 判定医官及び検査を担当した医師又は歯科医師（部隊の医師又は歯科医師を含む。）は、判定又は検査を行った場合は、直ちに別に定める採用時身体検査表に所要の事項を記載しなければならない。

5 場 所

自衛隊の病院及び医務室

添付書類：別紙第1～別紙第3

検 査 項 目 及 び 時 期

項 目	種 類	
	選考時	入隊時
1 胸 部 X 線 撮 影	○	×
2 身 長	○	×
3 体 重	○	×
4 胸 囲	○	×
5 肺 活 量	○	×
6 聴 力	○	×
7 視 力	○	×
8 色 覚	○	×
9 尿	○	○ (女子のみ)
10 梅 毒 血 清 反 応	○	×
11 皮 膚	○	○
12 関 節	○	○
13 脊 柱 そ の 他 骨 格	○	○
14 聴 器	○	○
15 視 器	○	○
16 直 腸 肛 (こ う) 門	○	○
17 泌 尿 生 殖 器	○	○
18 鼻 腔 副 鼻 腔 口 腔 咽 喉 (い ん こ う)	○	○
19 胸 部	○	○
20 腹 部 内 臓	○	○
21 脳 神 経 ・ 精 神	○	○
22 歯 等	○	×
23 血 圧	○	×

注意：1 ○は実施する項目、×は原則として実施しない項目とする。

2 条件付合格については、当該項目が合格基準に達していることを検査する。

3 3ヶ月以内に異なる区分の選考時身体検査を受検するものは、さきを実施した検査結果をもつて判定することができる。

4 女子については、入隊時身体検査における尿検査で、妊娠反応検査を実施する。

5 歯等の疾患を有する者は、入隊時までに完治しておくよう指示するものとする。

検査方法及び判定要領

区 分	細 部 要 領
1 総合判定	<p>判定に当たっては、自衛官として、隊務に支障なく遂行する能力が基準となり、各検査項目を詳細に検討し、不十分なもの及び疑問のあるものについて、再検査を行った後に総合判定を行う。</p> <p>なお、疾患により判定に疑義が生じた場合には、各専門医官との協議の上判定するものとする。</p>
2 条件付合格	<p>(1) 隊務に支障がないということは、入隊後の教育訓練その他予想される職務を異常なく遂行できるということであるが、疾病異常が認められる場合でも、それが入隊までのきわめて短期間の治療により快復すると認められる場合及び治療をしなくても隊務により疾病異常を悪化させることがないと見込まれる場合を含めても差し支えない。</p> <p>(2) 条件付合格は、別紙第3受検者の種別の項に示すところの男子2士、女子2士の選考時身体検査にのみ認められた判定区分である。したがって、男子2士及び女子2士にあっても、入隊時身体検査においては条件付合格はありえない。</p> <p>(3) 条件付合格は、疾患についてのみ適用されるのであって、計測等の検査において条件付合格とすることは許されない。しかし、計測等検査のうち1項目のみが基準に達していない場合で、他に全く欠陥が無く、しかも年齢等を考慮して将来短期間内に基準に達する見込みのある者については合格とすることは許される。この場合、判定医官は、検査表欄外にその旨を明記して押印し、責任の所在を明確にしなければならない。</p>
3 身 長	<p>身長は、日差（1.7cm）及び計測誤差（0.8cm）を考慮し再検査に配慮する。</p>
4 胸 囲	<p>計測誤差（平均3.3cm）を考慮し再検査に配慮する。</p>
5 体 重	<p>日差は（1.1kg）を考慮し再検査に配慮する。</p>
6 視 力	<p>矯正視力は、眼鏡（コンタクトレンズを含む。）及び屈折矯正手術による矯正を認める。</p> <p>(1) 検査は、視標1.0から始め、1.0を読めないときは、次第に大きな視標に及び、0.1まで検査する。視力は、任意に選んだ同大の視標を検査し、その視標のうち過半数（3/5以上を</p>

	<p>標準とする。) の視標が読めた場合、これを測定値とする。</p> <p>(2) 前号の検査で 0. 1 を読めない場合又は裸眼視力が 0. 1 以上 0. 6 未満の者が当人の眼鏡で 0. 8 を読めない場合は、板付きレンズを使用する。この場合、検眼側の手に (－) 又は (+) の板付レンズを持たせ、最弱度レンズを目の前に当てさせて、0. 8 を読ませる。これが読めないときは、次第にレンズの度を強める。</p> <p>(3) コンタクトレンズを使用している受検者は、装着した状態で矯正視力を検査した後にはずさせ、30 分以上経過後に裸眼視力を測定する。記入例「0. 3 (1. 0×CL)」と CL 記号の付記を行う。</p>									
7 色 覚	<p>(1) 受検者全員を対象に、石原色覚検査表 (38 枚つづり) による検査で検査表 1 から 17 までのうち誤りの数が 4 表以下で、かつ、正常者が判読できない検査表 18 から 21 までを同じように読めないことを正常とする。</p> <p>(2) 異常者には、パネル D—15 色覚検査器を用いて検査する。2 分以内に色標を正しく配列できた者は、色盲又は強度の色弱でないものとする。</p> <p>(3) 検査結果は、パネル D—15 色覚検査記録表 (付紙のとおり。) に記入し、身体検査表に添付する。</p>									
8 聴 力	<p>秒時計法 (ストップウォッチ) により判定困難な場合は、聴力計法 (オーディオメーター) で聞きわかるものを合格とする。</p> <p>合格基準は、次表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="453 1379 1007 1541"> <thead> <tr> <th></th> <th>1000Hz</th> <th>4000Hz</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一側</td> <td>30dB 以下</td> <td>30dB 以下</td> </tr> <tr> <td>他側</td> <td>50dB 以下</td> <td>50dB 以下</td> </tr> </tbody> </table>		1000Hz	4000Hz	一側	30dB 以下	30dB 以下	他側	50dB 以下	50dB 以下
	1000Hz	4000Hz								
一側	30dB 以下	30dB 以下								
他側	50dB 以下	50dB 以下								
9 不合格疾患	付表による。									

不 合 格 疾 患

区 分	細 部 要 領
共通事項	<p>(1) 疾患によっては、既往歴のみで不合格とされるものがあるので、既往歴は、詳細かつ確実に記載させる。不備な場合は、問診に際して細部まで聴取し、入院の有無、傷病名、程度、時期等を明らかにしておく。</p> <p>(2) 不合格疾患又は不合格条項として記載されているもの以外でも、隊務に支障があると認められるものは、不合格とする。</p>
1 感染症及び寄生虫症（局所の感染を除く。）	<p>(1) 開放性結核、腸チフス、パラチフス長期保菌者等の「集団感染の可能性のある感染症に罹患している、又はその疑いがあるもの」は全て不合格である。</p> <p>(2) 結核、慢性骨髄炎、寄生虫疾患（フィラリア、吸虫症等）等の「難治性の慢性感染症があり、隊務に支障があるもの」はすべて不合格である。</p> <p>(3) 感染性心内膜炎後の心弁膜疾患、梅毒後の神経障害、骨膜炎後遺症等「感染症及び寄生虫症の後遺症があり、隊務に支障があるもの」はすべて不合格である。</p>
2 新 生 物	<p>「良性新生物であるが、治療を要し隊務に支障があるもの」とは、機能に障害を及ぼす可能性の高いもの、装具の着用を妨げるもの等をいう。</p>
3 血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	<p>(1) 血球算定検査等は実施していないので、家族歴・既往歴・自覚症状等の問診及び他覚所見を確実に把握して判定を行う。</p> <p>(2) 造血幹細胞異常に基づく疾患（再生不良性疾患、骨髄異形成症候群、発作性夜間ヘモグロビン尿症、骨髄増殖症候群）は、既往があれば不合格とする。</p> <p>(3) 「貧血、多血症、又は赤血球の機能異常等で隊務に支障があるもの」は不合格であるが、鉄欠乏性貧血等で現在治癒しており、再発しないと判断されるものは合格とする。</p>
	<p>(1) 生化学及び内分泌学的検査は実施していないので、前項同様に自覚症状及び既往歴の確実な聴取により判定を行う。</p> <p>(2) 「過度の肥満を呈するもの」の基準は次表のとおりとするが、入隊後の改善が期待される者及び運動選手等で筋肉が発達していることにより基準を超過していると判定される者はこの限りではない。</p> <p>可能であれば、インピーダンス法又は皮脂厚計を用いて体脂</p>

4 内分泌、栄養及び代謝疾患	<p>肪率を測定し、男性 30%未満、女性 35%未満を合格とすることが望ましい。</p>				
	区分 身長	男性自衛官及び男子学生	3 士		女性自衛官及び女子学生
			18 歳未満	16 歳未満	
	150.0～	—	—	58kg 以上	58kg 以上
	152.0～	—	61Kg 以上	60	59.5
	155.5～	69kg 以上	63	62	62
	158.0～	71.5	65	64	64.5
	161.0～	74	67	66	67
	164.0～	76.5	69	68	69.5
	167.0～	79	71	70	72
	170.0～	81.5	73	72	74.5
	173.0～	84	75	74	77
	176.0～	86.5	77	76	79.5
	179.0～	89	79	78	82
	182.0～	91.5	81.5	80	85
185.0～	94	84	82	88	
188.0～	96.5	86.5	84	91	
191.0～	99	89	86	94	
<p>ただし、この表の基準に達していない場合でも運動能力が著しく低いと考えられる者は、不合格とすることができる。</p>					
5 精神及び行動の障害	<p>(1) その他の精神及び行動の障害には、神経症性障害（不安障害、強迫性障害等）、ストレス関連障害、解離性障害（ヒステリー等）、身体表現性障害、（心臓神経症等）、摂食障害等が含まれる。</p> <p>(2) 自殺企図の既往については、基礎疾患の有無に係わらず不合格とする。</p>				
	<p>(1) 原因を問わず、基本動作に支障があるものはすべて不合格である。</p>				

<p>6 神経系の疾患</p>	<p>(2) 神経・筋疾患が疑われるときには、中枢神経、筋力、筋萎縮の有無など運動系、表在感覚、深部感覚、深部腱反射、小脳症状、膀胱直腸障害、歩行障害について基本的な神経学的検査を行う。</p> <p>(3) 「中枢神経系の炎症性疾患、変性疾患、脱髄疾患、代謝性疾患、自己免疫疾患、ミエロパチー、末梢神経疾患、筋疾患」の既往歴があっても、完全に治癒していて後遺症がなく、今後も神経障害を生じる可能性が低いものは除外する。ウイルス性髄膜炎、ギランバレー症候群、急性散在性脳脊髄炎の既往があるが、現在無症状であるものがこれに該当する。</p> <p>(4) 「反復性の頭痛、神経痛を呈し隊務に支障があるもの」とは、緊張型頭痛、偏頭痛、群発頭痛、三叉神経痛、舌咽神経痛、坐骨神経痛等が頻回に起こり、かつ症状が重いために、隊務に支障をきたすと判断されるものをいう。</p> <p>(5) 「てんかん」は、服薬により発作や脳波異常が抑えられていても不合格であるので、詳しく病歴を調査して服薬の有無を確かめる必要がある。</p> <p>(6) 「血管迷走神経性失神」は、頻回に繰り返す例があるので発作回数等を確認して判断する。「脳震とう」後に頭部外傷後症候群を生じる例があるので、現在の症状（慢性的な頭痛、めまい等）について詳しく問診を行う。</p>
<p>7 眼及び付属器の疾患</p>	<p>板付レンズによる矯正不能の者及び色覚異常者の者は、検査官自ら再検査を行う。</p> <p>(1) 「高度な兔眼及び高度の眼瞼外反、内反、欠損」とは常時眼軟膏等による治療が必要なものである。「眼瞼の下垂」については、他動的に眼瞼の挙上を行わないと視力不良のものは不合格とする。「眼瞼のけいれん」については、内服、注射等の治療を必要とするものは不合格とする。</p> <p>(2) 「高度の流涙症」とは、常時涙液を拭き取る必要があるものを、「高度の涙液分泌減少症」とは、常時点眼薬の使用が必要なものである。</p> <p>(3) 「高度の瞼球癒着」とは、眼球運動障害をきたしているものをいう。</p> <p>(4) 「進行性又は再発性の角膜、強膜、虹彩、水晶体、硝子体、脈絡膜、網膜及び視神経疾患や緑内障があるもの」は将来視力障害をきたすおそれがあるために不合格とする。</p>

	<p>(5) 「夜盲症」は、問診以外による発見は困難であるので、家族歴を含めた十分な問診が必要である。</p> <p>(6) 「後天性の眼球震とう症及び複視」は、頭蓋内疾患が強く疑われるので不合格とする。</p>
<p>8 耳及び乳様突起の疾患</p>	<p>(1) 「耳介の欠損又は著しい変形を呈するもの」は、個人装具の着用を妨げることを基準として判断する。</p> <p>(2) 「高度な外耳炎」とは頻回に治療を受けても治癒にいたらないものをいう。</p> <p>(3) 「慢性中耳炎」は不合格とする。</p> <p>(4) 「中耳真珠腫症」は、すべての真珠腫中耳炎を含む。</p> <p>(5) 「メニエール病及びその他の反覆するめまい発作の既往歴」は内耳性であるか否かについて鑑別するとともに、その程度の軽重を検討して合否の判断を行う。この際、特に反復して発生するか否かについて、特に留意しなければならない。</p>
	<p>循環器系の疾患の判定に当たっては、既往歴及び運動歴等を詳細に問診するとともに適宜心胸郭比及び血圧等の所見も参考にして行う。</p> <p>(1) 高血圧、頻脈（毎分 100 以上）、徐脈（毎分 50 以下）、脈の不整脈等を認めた場合には、つとめて 12 誘導心電図検査を行う。</p> <p>(2) 「高血圧」とは、安静椅座位で測定して、収縮期血圧 140mmHg 以上、拡張期血圧（第 5 点をとる。ただし、コロトコフ音が 0 まで聞こえる場合は第 4 点を取り、その旨注記する。）90mmHg 以上のものをいう。異常がある者は、安静臥床させた後、再度測定する等の着意が必要である。高血圧のある場合には、胸部間接 X 線写真の心胸郭比が 50% 以上であり且つ、心電図検査にて左室肥大所見がある場合には、心臓に合併症があると判定する。</p> <p>(3) 「低血圧」とは、一般的に収縮期血圧 100mmHg 未満のものを言うが、無症状のものは不合格としない。失神、めまい、立ちくらみ等の症状が反復して出現するために治療が必要と判断されるものを不合格とする。</p> <p>(4) 「起立性低血圧」とは、仰臥位から立位をとった際に、血圧が少なくとも 20mmHg 以上低下し、めまいや立ちくらみ等の低血圧症状を呈するものを言うが、症状の出現が頻繁であり、治療が必要と判断されるものを不合格とする。</p> <p>(5) 「心不全状態にあるもの、あるいはその既往のあるもの」は、</p>

9 循環器系の
疾患

- すべて不合格である。
- (6) 「重症不整脈」には、徐脈性不整脈として、脳虚血症状を伴う高度の洞性徐脈、洞機能不全症候群、洞停止、洞房ブロック、Mobitz II型第2度房室ブロック、第3度房室ブロック、左脚ブロック、固有心室調律等を、頻脈性不整脈として、高度の洞性頻脈、頻発する上室性期外収縮、頻発する心室期外収縮、上室性頻拍、頻脈発作の既往のある早期興奮症候群（WPW症候群）、心房粗動、心房細動、心室頻拍等を含む。
- (7) 高度の洞性徐脈は、おおむね毎分50以下を基準とするが、毎分40台の徐脈は、運動選手ではまれでなく、それ以外の健常人でも認めることがあるので、めまい、立ちくらみ、失神等の脳虚血症状を伴うものを不合格とする。
- (8) 無症状であっても、2秒以上の洞停止を認めるものは不合格とする。
- (9) 高度の洞性頻脈は、おおむね毎分100以上を基準とする。ただし、精神的緊張のため、基準を超える頻脈となる場合もあるので、緊張をほぐした後に再検査する等の配慮が必要である。
- (10) 上室性期外収縮は健常人でも起こり得るが、基礎疾患を有するもの又は症状を有する等のために治療を要するものは不合格である。基礎心疾患が無いか不明であり無症状、無治療の場合は、心電図上1分間に1～2回出現するものは合格とし、3回以上出現するもの又は3連発以上出現の期外収縮が出現するものは不合格とする。
- (11) 心室性期外収縮は健常人でも起こり得るが、基礎心疾患を有するもの又は症状を有する等のために治療を要するものは不合格である。基礎心疾患が無いか不明であり無症状、無治療の場合は、心電図上複数の「心室性期外収縮」を認める場合は、1分間に3回以上出現するもの、多源性のもの又は2連発以上のものは不合格とする。
- (12) 上室性頻拍、心房粗動、心房細動、心室頻拍又は心室細動は、その既往を含めて不合格である。WPW症候群やLGL症候群等の早期興奮症候群は、頻脈発作の既往のある場合に不合格とする。
- (13) 「心臓手術の既往歴があるもの」のうち、「合併奇形のない心房中隔欠損症（二次孔欠損）及び動脈管開在症の根治手術後5年以上を経過し、異常がないもの」とは、胸部X線写真上心胸郭比が正常で、無症状のものをいう。

	<p>(14) 通常胸部 X 線写真上、心胸郭比 50%以上を異常心拡大とするが、間接写真においては測定誤差もあるため、心胸郭比のみによる不合格基準は 55%以上とする。ただし、撮影時に吸気が不十分な場合には、心胸郭比が過大評価されるので、55%以上の値が得られた場合には、十分な吸気を行わせて再検査する配慮が必要である。</p> <p>(15) 「脳血管障害の既往歴」及び「診断のついている脳血管の異常」は、すべて不合格とする。</p> <p>(16) 静脈疾患のうち、「高度の下肢静脈瘤」は不合格であるが、単なる静脈の拡張のみで、症状がなく、浮腫、褐色硬結、皮膚炎、潰瘍等の所見や血栓性静脈の既往のないもので、隊務に支障がないと判断されるものは合格として差し支えない。</p>
<p>10 呼吸器系の疾患（胸郭の異常を含む。）</p>	<p>(1) 鼻腔、副鼻腔、咽頭及び喉頭の疾患</p> <p>ア 絶えず口を開けている場合には「高度の鼻閉があるもの（鼻呼吸が極めて困難なもの。）」を疑い、口を閉じさせて鼻呼吸ができるかどうかを観察する必要がある。</p> <p>花粉症を含む鼻閉をきたす疾患の判定においては、薬によりコントロールされていれば合格とできるが、隊務に支障をきたすおそれのある経口ステロイド薬による治療を要するものは不合格とする。</p> <p>イ 「言語が著しく不明瞭なもの及び無声症」には、強度の吃音を含む。判定時の会話を利用して判定するが、各検査官及び検者もそれぞれの検査官の応答について異常を認めるときは、判定官に報告する着意が必要である。なお、吃音に対しては、緊張を和らげるような雰囲気において問答する着意は必要であるが、復命、復唱及び報告等緊急下における発声を考慮して判定する。</p> <p>(2) 「胸郭の奇形、変形」のうち扁平胸、漏斗胸、はと胸等は、著しく強度のもの以外で、胸部内臓に異常を認めない限り、合格として差し支えないが、身長との均衡、胸囲及び肺活量を参考にして判定する。</p> <p>なお、肋骨カリエスによる肋骨一部切除は、奇形、変形の範ちゅうと考える。</p> <p>(3) 「胸部 X 線間接写真所見で肺野、縦隔及び胸郭等に病的異常陰影又は手術による変形を認めるもの」には、第 2 号に掲げるものは含まない。</p>

<p>11 消化器系の疾患（腹壁の異常を含む。）</p>	<p>(1) 「機能障害を伴う腹壁の癒痕及び腹壁ろう孔」は、不合格とする。</p> <p>(2) 「腹壁疾患の疑いがあるもの」のうち、腹壁ヘルニアで、受検者自身その存在を全く自覚せず、初めて指摘されたような軽度のものは、隊務に支障のない限り、合格とする。 なお、臍ヘルニアについても同様な主旨で判定する。</p> <p>(3) 「腹壁疾患の疑いがあるもの」は、将来重篤な状態を招く危険性が大きいので、すべて不合格とする。</p> <p>(4) 「開腹手術の既往歴」のうち診断書等により試験開腹であることが確認された場合は合格とする。</p>
<p>12 皮膚及び皮下組織の疾患</p>	<p>(1) 「難治又は慢性で隊務に支障を来す皮膚障害」には、常時治療を要したり、感染を伴う等の重症なアトピー性皮膚炎を含む。</p> <p>(2) 「皮膚及び皮下組織障害で、著しい業務環境制限を必要とするもの」には、日光過敏症等が含まれる。</p> <p>(3) 「刺青」は、疾患ではないが、統率上の観点から排除する方向でチェックすべきである。 なお、刺青除去術後の癒痕については、一般の癒痕として取り扱う。</p>
<p>13 筋骨格系及び結合組織の疾患</p>	<p>(1) 「脊椎の骨折、脱臼、脊椎疾患の疑い又はその既往歴」は、野外における過酷な行動を要求される自衛官にとって著しい障害となる可能性が大きいので、5年以上全く無症状に経過しており、しかも、近い将来再発のおそれが無い場合のほか、不合格とする。</p> <p>(2) 「脊椎の強度わん曲にて機能障害を有するもの」とは、装具の装着を妨げ若しくは胸部又は腹部内臓に異常を認め、それが隊務に支障を及ぼすと考えられるものをいう。</p> <p>(3) 「筋力低下」とは、徒手筋テストで4以下のものをいう。</p> <p>(4) 「四肢関節の関節可動領域が、正常の3/4以下のもの」は、日本整形外科学会、日本リハビリテーション医学会の指定する表示法（「関節可動域表示ならびに測定法」）に示されている参考可動域を基準に判定する。</p> <p>(5) 「著しい関節不安定性又は習慣性（反復性）関節脱臼があるもの」は、すべて不合格である。</p> <p>(6) 「関節の奇形、変形が著しいもの」には、装具の装着を妨げず隊務に支障がない程度のもは含まれない。</p> <p>(7) 「合指（趾）、癒着症で隊務に支障があるもの」のうち趾の癒</p>

	<p>着については、特に長距離の歩行に支障があるか否かについて判断する。</p>
14 尿路男性生殖器系の疾患	<p>(1) 「ネフローゼ症候群の既往歴があるもの」のうち、完全寛解していて、長期（概ね5年以上）にわたって再発が無く、後遺症がないものを除く。</p> <p>(2) 「尿路の通過障害」には、自然排泄の困難な尿路結石、高度の腎盂尿管移行部狭窄、尿管狭窄、高度の膀胱尿管逆流、前立腺肥大症、尿道狭窄等が含まれる。</p> <p>(3) 「慢性の尿路感染症があり、隊務に支障があるもの」とは、慢性腎盂腎炎、慢性膀胱炎等で腰痛、下腹部の不快感・疼痛、膀胱刺激症状、膿尿等が持続するため、隊務に支障があるものをいう。</p> <p>(4) 「男性生殖器の疾患があり、隊務に支障があるもの」とは、慢性前立腺炎、慢性精巣上体炎等で、膀胱刺激症状、下腹部の不快感・鈍痛、陰囊内の鈍痛等が持続するため、隊務に支障があるものをいう。</p>
15 女性生殖器（乳房を含む。）の疾患等	<p>(1) 女性生殖器疾患の検査は、問診により行う。ただし、「妊娠中のもの」に関する検査は、尿による妊娠反応の結果と併せて判定する。</p> <p>(2) 前号による検査の結果、疑わしい場合には、産婦人科医師による診療（部内病院を原則とする。）の結果をもって判定する。</p>
16 歯、顎及び口腔等の疾患	<p>(1) 判定基準</p> <p>ア 欠損歯（第3大臼歯を含まず。）、C4歯及びC3歯の合計が8歯以上ある場合</p> <p>イ 大臼歯（第3大臼歯を含まず。）のC4歯と欠損歯の合計が5歯以上ある場合</p> <p>ウ 重度歯周炎、顎関節症、奇形、顎変形症、不整咬合等により、そしゃく、発音及び嚥下機能において隊務に支障をきたすと判断される場合</p> <p>エ 口腔粘膜疾患あるいは口腔領域の硬組織、軟組織疾患等で、隊務に支障をきたすと判断される場合</p> <p>(2) 判定上の注意</p> <p>本基準は、これを機械的に適用することなく、咬合状態、そしゃく、発音、嚥下機能等の良否及び次の事項を参考にして総合的に判定しなければならない。</p> <p>ア 第3大臼歯の欠損は、欠損歯として扱わない。</p>

	<p>イ 補綴の必要のない歯間の隙は、欠損歯として扱わない。</p> <p>ウ 再治療を要する処置歯及び欠損補綴は、う蝕歯又は欠損歯として扱う。</p> <p>エ 治療中のう蝕歯は、未処置歯として扱う。</p>
17 先天奇形、 変形及び染色体異常	<p>(1) 一部の先天奇形、変形及びその手術後の判断については既に記述したとおりであるが、それ以外の先天奇形、変形については、「個人装具の着用を妨げるか等の観点から、隊務に支障がある」か判定する。</p> <p>(2) 先天奇形、変形のうち、手術後5年以上を経過して、再発、後遺症がなく、再発の可能性のないものは、合格として差し支えない。</p> <p>(3) 染色体異常のあるものは、不合格とする。</p>
18 症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で分類されないもの	<p>「異常検査所見で他に分類されないもの」には、診断のついていない尿糖陽性、尿蛋白陽性、胸部間接X線写真上の異常陰影等が含まれる。診断はついておらず、正常範囲内である可能性もあるので、精査により異常がないとの診断が得られれば合格として差し支えない。</p>
19 損傷中毒及びその他の外因の影響	<p>(1) 「損傷の影響」には薬物、化学物質、有毒ガス、食物として摂取された有害物質、有害動物の毒作用等によるものを含み、これが治癒していない又はその続発・後遺症があるために、隊務に支障がある場合は不合格とする。</p> <p>(2) 「中毒の影響」には、薬物、化学物質、有毒ガス、食物として摂取された有害物質、有害動物の毒作用等によるものを含み、これが治癒していない又はその続発・後遺症があるために、隊務に支障がある場合は不合格とする。</p> <p>(3) 「その他の外因の影響」には、熱、光、放射線、気圧、水圧等によるものを含み、これが治癒していない又はその続発・後遺症があるために、隊務に支障がある場合は不合格とする。</p>
20 そ の 他	<p>上記疾患のほか、装具の着用を妨げる等の理由により隊務に支障があるもの。</p>

身体検査合格基準一覧表

区分 項目	男性自衛官	3 士	女性自衛官	航空機操縦員等
身長	155cm以上	16歳未満150cm以上 17歳未満152cm以上 18歳未満154cm以上	150cm以上	航空身体検査に関する訓令(昭和33年防衛庁訓令第1号)に基づくものとする。
胸 囲	訓令附表第1による。			
体 重	訓令附表第2による。			
肺活量	3,000cc以上	16歳未満2800cc以上 18歳未満3000cc以上	2400cc以上	
視力	両眼とも次のいずれかであること。 1 裸眼視力が0.6以上 2 裸眼視力が0.1以上で矯正視力が0.8以上 3 裸眼視力が0.1未満であり±8Dを超えない範囲の屈折度のレンズにより矯正視力が0.8以上	「男子2士」 「医科・歯科幹部」 「技術海上幹部・海曹(航空管制を除く。)」 「一般(飛行要員を除く。」	両眼とも次のいずれかであること。 1 裸眼視力が0.6以上 2 裸眼視力が0.1以上で矯正視力が0.8以上 3 裸眼視力が0.1未満であり±8Dを超えない範囲の屈折度のレンズにより矯正視力が0.8以上	
聴力	聴力計	1,000Hz、4,000Hzにおいて、それぞれ一側が30dB以下、他側が50dB以下で聞きわかるもの		
	秒時計	両側とも1mの距離で聞き分けるもの		
色覚	色盲又は強度の色弱でないもの			
疾患	訓令付表第3にあげる不合格疾患のいずれをも有しないもの			
受験者の種別	「男子2士」 「医科・歯科幹部」 「技術海上幹部・海曹(航空管制を除く。)」 「一般(飛行要員を除く。）・技術・医科・歯科及び薬剤科各幹部候補生」 「一般曹候補生」 「自衛隊貸費学生」 「任期付自衛官」	「自衛隊生徒」	「女子2士」 「医科・歯科幹部」 「技術海上幹部・海曹(航空管制を除く。)」 「一般(飛行要員を除く。）・技術・医科・歯科及び薬剤科各幹部候補生」 「一般曹候補生」 「自衛隊貸費学生」 「任期付自衛官」	「航空学生」 「技術海曹(航空管制)」 「一般幹部候補生(飛行要員)」

付 図

パネルD-15色覚検査記録表

氏 名 _____ (歳)

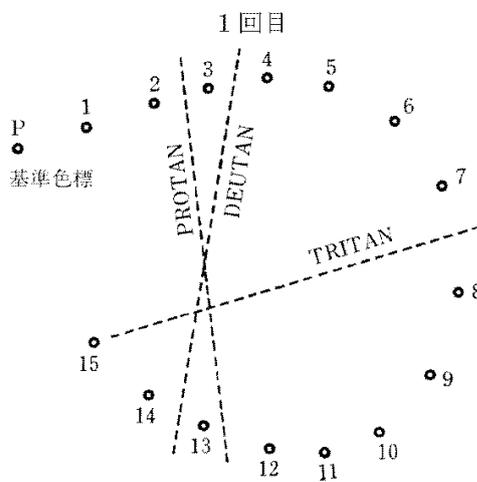
判 定	合 (パス)	否 (フェイル)	
異常型	第1 (PROTAN)	第2 (DEUTAN)	第3 (TRITAN)

検査年月日 _____

検査場所 _____

検査者 _____ 印

判定医官 _____ 印



基準配列	P	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
1回目配列	P															
再検査配列	P															

記 事

